

令和 7 年 1 2 月 3 日開催

河南町議会委員会会議録

予算・決算常任委員会

河 南 町 議 会

予算・決算常任委員会会議録

開催年月日 令和7年12月3日（水）午前10時00分

開催の場所 全員協議会・委員会室

出席委員 （9名）

委員長	大 門	晶 子	副委員長	高 田	伸 也
委 員	佐々木	希 絵	委 員	藤 野	裕 子
〃	ポー	三 恵	〃	藤 井	祥 代
〃	河 合	英 紀	〃	中 川	博
〃	力 武	清			

欠席委員 （0名）

職権による出席者

議 長 浅 岡 正 広

説明のための出席者

町 長	森 田 昌 吾
副 町 長	江 島 芳 孝
教 育 長	中 川 修
防 災 監	谷 道 広
政 策 総 務 部 長	多 村 美 紀
政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長	中 海 幹 男
すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長	渡 辺 慶 啓
ま ち 創 造 部 長	安 井 啓 悦
政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	田 中 啓 之
政策総務部副理事兼人事財政課長	後 藤 利 彦
すこやか生活部保険年金課長	桶 本 和 正
すこやか生活部副理事兼税務課長	辻 元 哲 夫
すこやか生活部高齢障がい福祉課長	安 達 信 介
（教育委員会事務局）	
教 ・ 育 部 長	和 田 信 一
教・育部副理事兼こども1ばん課長	渡 辺 恵 子

議会事務局職員出席者

理 事 兼 事 務 局 長

大 門 晃

課長補佐兼庶務係長

吉 田 高 朋

付 託 議 案

議案第28号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）

議案第29号 令和7年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第30号 令和7年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

審 査 の 経 過

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前 10 時 00 分開会

○大門委員長

定刻になりましたので、これより予算・決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 9 名であります。

河南町議会委員会条例第 14 条の規定により、定足数に達しておりますので、これより予算・決算常任委員会を開会いたします。

この委員会の傍聴ですが、委員会条例第 17 条の規定により、3 階議会事務局前ロビーで委員会の模様をテレビモニターにより視聴していただきます。

なお、委員会の休憩中は音声を出さないことといたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大門委員長

昨日の定例会議において当委員会に付託を受けました議案は、議案第 28 号、令和 7 年度河南町一般会計補正予算（第 5 号）から議案第 31 号、令和 7 年度河南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）までの 4 件の審査についてであります。

委員会に対する町長からの説明員の通知は、議長宛てに回答がありましたので、タブレット 677 令和 7 年 12 月 3 日、4 日、予算・決算常任委員会のホルダーに送信しています。

なお、説明員の補佐として、必要に応じて課長補佐、係長の説明も認めておりますので、ご了承ください。

補正予算の説明については、歳入歳出一括して理事者より説明を願い、質疑をお受けしたいと思います。

補正予算の質疑が全て終了後、討論、採決に入りたいと思います。

ここで、委員長より一言申し上げます。

発言される方は、挙手をして、指名を受けてから発言願います。次に、委員の質疑については、簡潔明瞭に願い、理事者は質疑の内容を十分に把握され、的確な答弁をお願いいたします。また、委員及び理事者は、必ず補正予算書のページを述べてください。

スムーズに委員会が進行いたしますように、皆様方のご協力をお願いいたします。

~~~~~

○大門委員長

ここで、委員会の開会に当たり、町長より挨拶の申出がありましたので、お受けいたします。

森田町長。

○森田町長

おはようございます。昨日の本会議に続きまして、本日は予算・決算常任委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

昨日提案させていただきました予算案件についてご審議いただくわけでございますけれども、議案第28号の一般会計補正予算から外3つの特別会計の補正予算となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。詳細につきましては、担当のほうから説明申し上げますので、ご可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上です。

○大門委員長

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○大門委員長

皆様方は、タブレットの準備をお願いします。

それでは、議案第28号、令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）の審査に入ります。
歳入歳出一括して説明をお願いいたします。

後藤人事財政課長。

○後藤政策総務部副理事兼人事財政課長

それでは、説明させていただきます。

タブレットのほうですけれども、681、令和7年11月26日議案送付（12月定例会）の中の議案一式の01、令和7年度河南町議会12月定例会議資料の46ページのほうをお開きいただきたいと思ひます。

第1表の歳入歳出予算補正、それから第2表の債務負担行為補正につきましては、昨日の本会議におきまして政策総務部長のほうからご説明させていただきましたので、歳入歳出予算の内容について、46ページの事項別明細書のほうでご説明をさせていただきます。

まず、歳入の補正から説明させていただきます。

まず、（款）地方交付税、（項）地方交付税、（目）地方交付税ですが、今回の補正予算で不足する財源の補填として、普通交付税8,869万9千円を追加しております。

次に、国庫支出金、（項）国庫負担金、（目）民生費国庫負担金、（節）障がい福祉費負担金の自立支援給付費等負担金1億5千万円の追加は、障がい者自立支援給付費の増額に伴う補正で、国庫負担率は2分の1でございます。

次に、（節）児童福祉費負担金のこども園運営費負担金421万8千円の追加は、他市こども園給付等事業の増額に伴う補正で、国庫負担率は同じく2分の1でございます。

次に、（項）国庫補助金、（目）総務費国庫補助金の障がい者給付システム改修費補助金290万4千円の追加は、障がい者給付システム改修費の財源でございまして、補助率は3分の2でございます。

次に、民生費国庫補助金の子ども子育て支援金制度システム改修費補助金211万2千円の追加は、後期高齢者医療特別会計で計上しております子ども子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修費に対する補助金でありまして、一般会計で収納し特別会計へ同額を繰り出す予定としています。補助率のほうは10分の10相当額の定額補助となっております。

次に、（款）府支出金、（項）府負担金、（目）民生費府負担金の自立支援給付等負担金7,500万円の追加と、次の（節）児童福祉費負担金のこども園運営費負担金279万1千円の追加は、国庫負担金と同様に、障がい者自立支援給付費と他市こども園給付等事業の増額に伴う補正でございます。府の負担率は、いずれも4分の1であります。

続いて、めくっていただきまして、47ページです。

（項）府補助金、（目）民生費府補助金、（節）ひとり親家庭医療費助成事業補助金101万3千円の追加は、ひとり親家庭医療助成事業の増額に伴う補正で、補助率のほうは2分の1でございます。医療費分で99万6千円、医療費審査支払事務費分で1万7千円を増額しております。

次に、（款）繰越金、（項）繰越金、（目）繰越金、前年度繰越金498万9千円の追加は、今回の補正で不足する財源の補填として計上しております。

続きまして、48ページをご覧くださいまして、歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費、（目）一般管理費、（節）報償費と（節）需用費は、来年度、町制施行70周年を迎えるに当たりましての準備経費でございまして、（節）報償費で、ロゴマーク等のデザイン制作謝礼20万円、（節）需用費で、のぼりや横断幕の作成費な

ど53万3千円を追加しております。

次に、（節）委託料、障がい者給付システム改修委託料435万6千円の追加は、精神障がい者に対する鉄道会社の運賃割引制度に係りますマイナンバー情報連携のためのシステム改修費の追加でございます。

その次の地域公共交通運行業務委託料120万9千円の追加は、やまなみタクシーの運行委託業務の契約更新に伴い、令和8年2月分、3月分の運行委託料を追加しております。

次に、その下、クラウドシステム改修委託料557万6千円の追加は、令和7年度税制改正で措置されました給与所得控除の最低保障額の引上げ等に伴う令和8年度個人住民税の算定のためのシステム改修費の追加でございます。

次に、（款）民生費、（項）社会福祉費、（目）障がい福祉費、（節）扶助費、障がい者自立支援給付費3億円の追加は、主に、昨年度に石川地区内に建設されました障がい者向け賃貸住宅の入居者の増加に伴い、居宅介護サービス給付費等が増加し、自立支援給付費全体として予算額を大きく上回る見込みであるため増額させていただいております。

次に、（目）老人医療助成費、（節）負担金補助及び交付金、後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度分）417万1千円の追加は、令和6年度分の後期高齢者医療療養給付費の精算に伴うものでございます。

次に、（節）繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金211万2千円の追加は、後期高齢者医療特別会計におけるシステムの改修費の補正に伴うものでございます。

次に、（目）ひとり親家庭医療助成費、（節）役務費、医療費審査支払手数料3万5千円と、その次の（節）扶助費、ひとり親家庭医療給付費199万1千円の追加は、決算見込みの結果による増額でございます。

次に、（目）介護保険費、（節）繰出金、介護保険特別会計繰出金27万8千円の追加は、介護保険特別会計におけるシステム改修費の追加に伴うものでございます。

めくっていただきまして、49ページをご覧ください。

（項）児童福祉費、（目）児童福祉総務費、（節）負担金補助及び交付金、教育・保育給付金980万3千円の追加は、決算見込みの結果による増額でございます。主に、町外の認定こども園等に通う園児の転入が多かったことや、運営方式として施設型給付方式の制度に移行された園が増えたことによるものでございます。

次に、（節）償還金利子及び割引料、補助金等返還金114万2千円の追加は、過年度に交付を受けました国・府の補助金の精算に伴うものでございます。

以上、簡単でございますけれども、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○大門委員長

説明が終わりました。

それでは、委員の質疑を行います。——ポープ委員。

○ポープ委員

48ページの歳出の民生費、障がい福祉費の障がい者自立支援給付費の補正3億円の件なんですけれども、明らかに補正としては金額が大き過ぎるので、説明いただけると助かるんですけれども、なぜこれだけ大きくなったか。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

今回の3億円の補正の説明をさせていただきます。

大きな要因なんですけれども、主に2つございまして、まず1つ目なんですけれども、障がい者給付サービス費の自然増の要因によるものでございます。こちら、現在、河南町、令和7年9月末で障がい者のサービスを利用されている方327名いらっしゃいますけれども、昨年度においては、同じように9,500万円の増、その2年前については1,500万円の増となっておりますけれども、ここ1年でこのサービスを利用されている障がい者の数というものが増えてございます。

自然増の要因といたしまして、障がいそのものの特性によるものも含まれるんですけれども、主に病状の固定化であったり、機能回復の困難さが挙げられます。また、家族の高齢化によります介護の、家族の介護サービスから障がいサービスへの転換というものも含まれます。また、保護者の早期療育の意識の醸成が挙げられまして、給付費の抑制は難しい現状でございまして、まず、この1つ目の自然増による要因が約8千万円ございます。

2つ目の要因なんですけれども、去年9月に河南町の一須賀地区に障がい者向けの賃貸住宅が建っております。こちら、定員が15名になっておりまして、そのうちサービスの認定区分が4以上の、言いましたら重度の障がい者の方をお預かりする住宅でございまして、こちら、お1人に係る月々のサービス給付費が約150万円かかりまして、それが15人分掛ける12か月分を計上いたしまして、おおよそこちら2番目の要因に関するものが2億3千万円程度、こちらの額が必要となってきますので、先ほど申し上げました自然増の8千万円と障がい者

の一須賀地区にできました住宅２億３千万、足しまして３億円とこのような積算内容となっております。

以上です。

○大門委員長

ポープ委員。

○ポープ委員

自然増の８千万円、高いけれどもそれは自然増として分かるんですけども、一須賀地区の障がい者賃貸住宅で、１５名で月１５０万円で掛けるの２億３千万円というのは、例えば国の補助とか府の補助とかも含めてのこの金額なのか、それとも町だけでこれだけ負担するのか、教えてくださいませんか。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

国の補助基準というものが存在いたしまして、国の負担金が２分の１、府の負担金が４分の１となつてございます。ただ、国の補助基準上の補助の基準でございますけれども、当然、町において利用サービスが必要と認めるならば、補助基準額以上のサービスを提供することも可能でございます。

以上です。

○大門委員長

ほかに。

力武委員。

○力武委員

同じく４８ページの一般管理費の中で、委託料の中のクラウドシステム改修委託料が５５７万円計上されておりますけれども、これは国が進めている標準化に関する法律の下でやられるシステム改修なのか、河南町独自のシステムなのか、どうなんですか。

○大門委員長

辻元税務課長。

○辻元すこやか生活部副理事兼税務課長

クラウドシステムの改修委託料ですけども、これは６月議会でご審議いただきました税制改正のうちの８年度の個人住民税の算定に係るものでして、主に１０３万円の壁に対応する

ものになっております。扶養親族に係る所得要件の拡大とか、あと、新設されました特定親族の特別控除の要件とか、そういったところのシステム改修になります。

○大門委員長

力武委員。

○力武委員

クラウドを利用することによって、運用経費の約3割を削減するという国の目標数値があると思うんですけども、本町の場合、毎回補正予算なんかで計上されていくんですけども、3割負担軽減をするという目標に対して、うちの状況というのはどういうふうになっているか、ちょっと教えてください。

○大門委員長

田中総務課長。

○田中政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長

今、委員がおっしゃっておられますクラウドでの負担軽減ということでございますけれども、標準化というのが令和7年度の末、実際スタートするのが令和8年以降に、一部の事務を除いて本格運用されることになります。

今回改修するのは、以前、今やっている分になるんですけども、3町村、4町村でクラウドシステムを共同で運営しておりまして、それが今後、標準化のシステムに移行していく、令和8年度以降に移行するという流れになっております。

具体的な費用というのは、全体的な改修が全て終わらないと、どれぐらいになるかというのはちょっと明確にはまだ出ていない状況ではございます。

○大門委員長

力武委員。

○力武委員

デジタル基盤改革支援基金の設置期限が2030年、5年後まで延長されましたよね。それで、本町の場合の取組はどうなっているか、ちょっとお聞かせください。

○大門委員長

田中総務課長。

○田中政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長

本町の場合ですと、一部、子ども・子育て支援のシステム、こちらについてがベンダーの全国的なものなんですけれども、パッケージの制作であるとか、そういうシステムの整備が

若干遅れる業務が一部ございます。それ以外のシステムにつきましては、基本的には令和8年から標準化のほうに移行すると、その予定で進めております。

以上です。

○大門委員長

力武委員。

○力武委員

移行が困難な実態が多数を占める中で、人的と財政的な支援を国に求めている全国市長会や全国知事会、あるいは中核都市の市長会なんかが申出していると思うんですけども、その動きなんかは今どういうふうになっているのか、お知らせください。

○大門委員長

田中総務課長。

○田中政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長

今、本町のほうで標準化のシステムの改修として行っている業務につきましては、国の補助申請を行いまして、いわゆる国のほうで10分の10といいますか、満額そこは面倒見るよということになっておりますので、その分につきましては、予定どおり補助はいただいている状況です。

○大門委員長

よろしいですか。

ほかに。

中川委員。

○中川委員

それでは、46ページの歳入なんですけれども、まず、1番、地方交付税の普通交付税と、そして47ページの繰越金で、今回、不足分の調整ということでやっていただいたと思うんですけども、この普通交付税の調整というのは幾らぐらいまでできるんですか。湯水のように普通交付税で不足分が調整できるんですか。

○大門委員長

後藤人事財政課長。

○後藤政策総務部副理事兼人事財政課長

普通交付税、今回の補正予算のほうで調整という形で8,800万円ほど増額させていただいています。湯水のように、やはりご推測どおり無理なんです。今、補正予算として8,800

万円計上させていただいているのは、令和7年度の普通交付税がもう既に当初決定額が決まっております、22億1千万円ほどが本町のほうに入るという前提の下で、当初予算で計上させていただいておりますのが21億円でしたので、その差額、決定額に行き着くところまでは普通交付税のほうで、補正予算のほうの財源補填としてはやらせていただいているという状態でございます。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

ありがとうございます。ということは、今のところ普通交付税で賄うことができるということですね。

そして次の、先ほどほかの委員も言われていたんですけれども、48ページの障がい福祉費の障がい自立支援の3億円の件なんですけれども、先ほど説明では、やっぱりこういう補正予算というのはきっちりやっていかなあかんと思うんですね。そういう意味で、先ほど説明では、自然増が8千万円で、それから石川関係のあれで150万円掛ける15でということで、150万円掛ける15は2,250万円なんです。いや、2億2,500万円なんですね。だから、2,500万円それでずれているし、先ほど2,300万円と言われましたし、3億円にならないんですよ、これ。そこの微妙な2,500万円というのも3千万円というのも大きな金額なので、なぜ説明が3億円にイコールにならないような説明をされたのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

3千万円のずれの件なんですけれども、まず、この自立支援給付費に係る予算組みなんですけれども、当初予算の予算組みが、令和5年12月から令和6年11月、こちらの間の1か年分の実績で当初予算を組ませていただいております。それで、一須賀関係のこの執行額というのが、申し上げました令和5年12月から令和6年11月の間に2か月分ほどもう計上はされてございますので、先ほど私150万円掛ける12か月掛ける15人で2億7千万円の通年分の需要が見込まれるという説明をしたんですけれども、既に2か月分は計上は当初予算で組み込まれておりますので、2億7千万掛ける12か月分の10か月で2億3千万円ということで、誤差の範囲はその当初予算に組み込まれている分でございます。

以上です。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

ということは、先ほどの説明にはそごがないということでいいわけですね。

そしたら、引き続きお聞きしたいんですけれども、この3億円の財源の内訳なんですけれども、先ほど一番初めにお聞きしました普通交付税で8,869万9千円調整されていますし、そして、今回のこの補正の財源内訳を見ていただいたら分かりますように、2億2,500万円が国・府の補助というか交付金になっているわけなんですけれども、そう考えたら、ほぼこれが国・府の予算で賄うということになると思うんですけれども、そこはそれに間違いはないのかどうか。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

今回歳出予算3億円組ませていただいて、国2分の1、府4分の1で、理論上7,500万円の町負担ということになっております。

ただ、先ほどちょっと申し上げたんですけれども、この2分の1、4分の1というものは、国の補助基準内でのお話でございまして、一須賀関係の重度障がい者の皆様なんですけれども、平均いたしまして国基準を超える、3倍程度の国基準を超える給付費を支出しております。ですので、その国基準を超える分については、町の税金、財源でいうところの普通交付税から支出されておるものでございます。

以上です。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

ということは、先ほどお聞きしました1人当たり150万円というのは国基準ですか。それとも、町でプラスアルファされた1人当たりの基準額になるのか、お聞きします。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

1人150万円の内訳は、国基準に町基準を上乗せしたものでございますので、150万円の国基準相当分といいますと、3分の1の50万円相当でございます。

以上です。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

ちょっと分かりにくい。ということは、150万円で100万円は町負担ということになるわけですね。100万円掛ける15人やったら、何ぼになるか、1,500万円になる……。

(「月1,500万円」の声起こる)

○中川委員

月1,500万円。月1,500万円掛ける12か月は何ぼになるのか。1億円超えると思うんですね。そしたら、今の財源内訳の一般財源で7,500万円というのでつじつまが合わないと思うんですけれども、そこはどういうことになるんですか。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

すみません。15人の実績、当初予算計上でも、一応理論上の補助基準内を想定いたしまして2分の1、4分の1で組ませておりまして、その考え方を踏襲いたしまして、今回の補正予算についても2分の1、4分の1の考え方を引き継いでいるものでございます。

ただ、決算になりますと、ちょっとこれの実際の一般財源の支出額が想定を、この7,500万円を超える支出が見込まれると考えられます。

以上です。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

この数字的なあれですけれども、お聞きしたのは、1人当たり150万円掛ける15人掛ける12か月と、そして自然増の8千万で、今回3億円でつじつまが合うと先ほど説明を受けたんですね。しかし、今、課長のほうから言われたのは、この1人当たり150万円というのには、国基準以上のやつが入っているということで、この7,500万円以上を町が負担しなければいけないということの説明を受けたんですけれども、その整合性が今合わないんです、数字的

に。

これ、理解できますか、僕の言うていること。先ほどは、この3億円に対しては、1人当たり150万円掛ける15人掛ける12か月と自然増の8千万円で、何か繰越しというか、ほかの先に入れている予算も入って3億円で収まるというような説明を受けて、それは説明にそごがないというように説明を受けました。その基準となる金額の中には、1人当たり150万円というのは入っているんですね。入っていて、ところが、今、最後にお聞きしたのは、150万円というのは国基準以上の部分であるので、実際は一般財源で7,500万円で収まる以上のあれが出てくるというように説明を受けたんですけれども、その説明の整合性がどうもちょっと分かりにくいんですけれども、分かるように説明していただけますでしょうか。

○大門委員長

どなたか答弁できますか。

渡辺すこやか生活部長。

○渡辺すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長

まず、歳出予算で必要な経費を組みます。歳出予算を執行するに当たって、財源は何を充当するかというふうに考えます。その中で、障がい者の自立支援給付費というのは基本的には国庫負担金なので、国が総額の2分の1を負担するというまずルールはあるんですね。ただ、国が幾ら負担するかというのに、市町村が給付決定をした全てにおいて2分の1を負担してくれるということになると国のほうの財政が膨大するので、国は補助基準額というのを設けていまして、その補助基準額に対する国の負担が2分の1、4分の1と。実際の支給決定に関しては、国が決めるわけではなくて、各市町村が障がいの方それぞれに応じた上で支給決定を行うので、国の基準額を超える支給決定分については、基本的には町が負担するという考え方になります。

ただ、国もその基準額どおり全部が交付されているわけではなくて、毎年この時期、大体11月ぐらいになるんですけれども、障がい者の所要額調査ということで、河南町さん、今年度の障がいにどのぐらいかかりますかという所要額調査があつて、その所要額調査に関して、国の基準を超える部分も一定、国からは入ってきます。全額が国基準どおり計算されているわけではなくて、その執行した部分に関して必要となる部分は、一部は国からも2分の1入って4分の1、それが実際最終的に幾らになるかというのは、1件ずつ全部見ていって、執行して行って結果を見ないとなかなかできないので、ですので、予算組みの段階では、国が一旦決めている負担が2分の1という法律のルールがありますので、それで歳入予算を組ま

せていただいていると。

当然、決算の段階になったときに、ここが7,500万円で済んでいないということがそこで出てきたときに、決算のときでまたご指摘いただくというような、予算の段階ではそういう状況で編成させてもらっているという。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

あまり詳しく言うたらあれなんですけれども。ということは、この2億2,500万円が減る可能性があるということですね、実際の決算時にはという。分かりました。

あまりここばかり質問していてもあれなので。

もう一点なんですけれども、この児童福祉費の教育・保育、49ページの980万3千円なんですけれども、他市児童の部分と、施設型保育園の何か2つのあれで合計で980万3千円になっているという説明を受けたんですけれども、その内訳というのは、他市の児童に関しては幾ら、施設型保育園の費用というのは幾らというのを分けていただいた上で、施設型保育園の費用というのはどういうものか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○大門委員長

渡辺こども1ばん課長。

○渡辺教・育部副理事兼こども1ばん課長

すみません。この内訳ですけれども、転入された方と、新規制度に移行された分と、あとともともと新規、そういう施設に新たに入所された方に分かれます。転入の部分でいきますと4名で、新制度移行部分が7名、新しく入所されたというのが1名で、合計12名という内訳になっています。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

それはもう含めていただいてもいいんですけれども、他市の児童に関する部分と、もう一つ何か施設何とかの保育園の費用で何ほかという、両方。今までも全てですか。今、何か施設型保育園の何とかという費用というのがあったと思う。

○大門委員長

渡辺こども1ばん課長。

○渡辺教・育部副理事兼こども1ばん課長

これ、今、計上させていただいている部分は、施設型給付費全てという形になってきます。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

ということは、施設型整備のそういう保育園というよりかは、子供にみんなかかっていると、今の内訳で。ということで理解したらいいんですか。

○大門委員長

渡辺こども1ばん課長。

○渡辺教・育部副理事兼こども1ばん課長

この給付は、園のほうに、施設のほうに給付する形になっていまして、その計算というのは1人当たり幾らというのが公定価格ということで決められていまして、その人数と、あと歳児によってちょっと金額は変わってくるんですけれども、それを基に算出したしまして、園のほうに給付するという形になっています。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

私聞きたいのは、はっきりしたいんですけれども、全て子供に関して係るやつが園にいくだけで、園の何かそういう施設の整備とか、園に対してのあれはないわけですね。全て子供、今、内訳を聞いた子供さんに係るやつが園にいくだけで、全てそういう他市の通っている子供さんに係る費用ということで理解したらいいんですか。

○大門委員長

渡辺こども1ばん課長。

○渡辺教・育部副理事兼こども1ばん課長

教育・保育に係る経費として、施設のほうに給付しております。なので、子供が使用するというか、子供にかかってくる部分について給付という形にはなってきます。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

そしたら、ちょっと戻りますけれども、48ページの地域公共交通運行業務委託120万9千

円なんですけれども、これは2月・3月分ということで、あと債務負担行為で626万2千円上がっているんで、年間通じたら740万円、50万円ぐらいになると思うんですけれども、やまなみタクシーの経費が。この740、50万円に対して、予算的にこれ金額的には前年度に比べてどうなっているんですか。増えていつているんですか。

○大門委員長

田中総務課長。

○田中政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長

現行契約しておりますといいますか、協定を締結している金額ですけれども、これが1日当たりですが3万円に消費税を掛けて、あと掛ける日数という計算になっております。次期の予定といいますか、債務負担行為させていただいている分、それからこの予算につきましては3万3千円という形で、人件費の高騰等、あと燃料費の高騰、その分がありましてちょっと上がってきているという状況にあります。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

ということは、若干上がっているということなんですね。分かりました。

その採算性をちょっと聞きたいんですけれども、このやまなみタクシーで入る収入の部分はどれぐらいの予算で見られるんでしょうか。それと、実績ですね。前年度の実績と、今回見込みということをお願いします。

○大門委員長

田中総務課長。

○田中政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長

まず、収入予算のほうは見ておりません。といいますのは、タクシーに乗っていただくときに、今、運賃の100円を払っていただいて、それをタクシー会社が今度こちらに請求するときに、運賃収入を差し引いた差額の足りない部分だけを請求してくるという協定を結んでいます。そのため、今回うちで予算で見ている部分というのが、全て運行経費に係るものという形で、料金収入を除いたものという形にはなっております。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

今、説明していただいて分かったんですけども、これ、3万円から3万3千円に引上げということで。3万3千円はもう、運行費を向こうで引かれた分がうちに請求するというところで丸々上がってくるということで、もう収入はもう向こうで精算されるということなんです。分かりました。

私のほうからは以上です。

○大門委員長

よろしいですか。

ほかに。

力武委員。

○力武委員

49ページの教育・保育補助金の件、980万円の件で質問させていただきます。

今回の他市保育に係る費用を計上されておりますけれども、何人の園児が対象になっているのかということと、その理由、他市で利用される理由を、把握されている範囲で結構ですのでどんな状況なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○大門委員長

渡辺こども1ばん課長。

○渡辺教・育部副理事兼こども1ばん課長

今回計上させていただいている分につきましては、12名の分を計上させていただいています。

（「大きい声で。ちょっと耳が悪いから」の声起こる）

○渡辺教・育部副理事兼こども1ばん課長

今回計上させていただいている人数としては12名。その他市で通っているという園児については22名います。当初、10名予算で計上させていただいていましたので、12名増えましたので、その分を今回補正という形で上げさせていただいています。

あと、他市に通う理由といたしましては、保護者の希望によって、当初からそちらの園に通いたいということで初めからそちらへ通われているというケースもありますし、転入の場合で引き続きそちらの通っている幼稚園に通いたいというところで、保護者の希望というところが多いです。ですので、受入れできないとかというそういう理由ということではなく、保護者の希望で通われているというところです。

○大門委員長

力武委員。

○力武委員

確認したいと思うんですけれども、石川こども園と中村こども園、本町にあるわけですが、園の定数との関係で他市に仕方なく通わなあかんという状況なのか、それとも、もう一つは、本町の2園で賄い切れないから他市に行かざるを得ないという人はいていないんですか。そのあたりはどうなんですか。

○大門委員長

渡辺こども1ばん課長。

○渡辺教・育部副理事兼こども1ばん課長

今のところ、受入れできないということではなく、保護者の希望で通われていますので、こちらのほうがちょっとほかの幼稚園にお願いしますとか、保育園のほうにお願いしますという形で他市に行っているということではございません。

○大門委員長

力武委員。

○力武委員

先ほど22名が今回の他市へ通園するということを聞きましたけれども、これによって本町のこども園に通う人の何%に当たるんですか、全体でいうたら。

○大門委員長

渡辺こども1ばん課長。

○渡辺教・育部副理事兼こども1ばん課長

約6.9%になります。

○大門委員長

力武委員。

○力武委員

自立支援の問題でちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、一須賀地区にできる施設なんですけれども、15人受け入れるということになって、実際入ってはと思うんですけれども、15人のうち、居住地特例を使って本町に来てはる入居者は何人ぐらいいてはるんですか。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

そもそも、一須賀地区のこのこちらの住宅なんですけれども、居住地特例は適用されてございません。

以上です。

○大門委員長

力武委員。

○力武委員

居住地特例を利用されていなくても、僕が知っている人で入居されている方が、東大阪に入居されている人が今、実際、一須賀地区の施設に入ってはと思うんですけれども、その人なんかは特例を使っていないということで理解したらいいんですか。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

この建物そもそも自体が居住地特例の対象外施設でございますので、東大阪から転入された方、たしか2人ほどいらっしゃると思うんですけれども、そのお2人とも特例が適用されることなく、河南町の負担で運営しております。今回の補正予算の3億円の中にその方の給付費も入っております。

以上です。

○力武委員

はい、分かりました。

以上です。

○大門委員長

ほかに。

佐々木委員。

○佐々木委員

まず、48ページのやまなみタクシーの2か月分なんですけれども、大体これ1便当たりで何人ぐらい乗っているのか。利用者の数の公表というのが、令和5年1月まではホームページに載っているんですけれども、それ以降が載っていないという理由は何なのかというのと、それで換算した1日当たり2.5人なんですけれども、1便当たり今はどれぐらいなのか、お教えてください。

○大門委員長

田中総務課長。

○田中政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長

すみません。ホームページのちょっとアップのほうができていなくて、すみません。令和5年12月の金剛バスの再編以降、ちょっと上げ方とか、集計の仕方が若干変わったりとか様々ありましたので、そういう理由ですみませんができておらないというのが事情でございます。

それから、直近の人数でいいますと、令和6年度の利用者数なんですけれども、令和6年度、1年間で771名の利用者がおられました。今、1日当たりとおっしゃっておられましたので……。

(「1便当たりです」の声起こる)

○田中政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長

1便当たりですかね。

すみません、お待たせしました。

ちょっとざっとの計算になりますけれども、年間205便ほど走っておりまして、1日が8便走っています。やまなみA、やまなみB、それぞれ4便ずつ走っておりますので、それで割りますと大体1.9、だから2名ぐらいになります。2名弱ぐらいです。

以上です。

○大門委員長

佐々木委員。

○佐々木委員

5月1日までの公表では937人、1年間で。そのときでも運賃収入で1.6%しか賄えていなかったということなので、今もっと多分1%に近くなっていると思うんです。これ、いろいろもちろん工夫はしてくださっていると思うんですけれども、やっぱりもう1%運賃収入切ってくる時点、もしくは1便当たり2人、1日2人とかの時点で、もうちょっと何らかの手だてを考えるきっかけにしてもいいんじゃないかなと思います。

いつも、中川委員がおっしゃっているようなデマンドタクシーであるとかそういうのが難しいのであれば、せめてもっと車を小さいものにするとか、2便に減らすであるとかいうのを考えるきっかけというのは、どのタイミングとか考えていますか。

○大門委員長

田中総務課長。

○田中政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長

1つは、大きく再編する時期というのが、町中心地の再編整備が行われますので、そこでバスの路線編成とかも含めまして、そこには町内全域で考えていく交通の在り方を見直すという考え方からすれば、その時期が最適かなとは考えております。

ただ、委員仰せのとおり、なかなか喫緊の課題でもありますので、何かできることがあるならば、少しずつでも様々な手法は考えてまいりたいとは思っております。

○大門委員長

佐々木委員。

○佐々木委員

確かにロータリー構想ができた時点で、バスの利便性というか、そのつながりがよくなったりしたら、もしかしたら増える。もうそこに住んでいる人自体が減っているのが難しいかもしれないんですけども、もしかしたら利用者が少し増えるかもしれないので、そうですね、適宜頑張っていただけたらと思います。

次に、先ほどから皆さんおっしゃっている障がい者自立支援給付費のほうなんですけれども、国基準と町の支給決定では差異があるということをおっしゃっていたんですけれども、これ、国基準でいきますというふうには河南町はできないんですかというのと、各自治体で支給決定をしているということで、例えば事業所の有無であるとか、財政が潤沢かどうかというところで提供できるサービスに地域格差も出てくるのではないかなと思うんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか、実際は。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

まず、国基準での運用ということなんですけれども、実際この施設ができて1年の受給の認定期間が、今まさに切れるところございまして、基本的に国基準への運用をということでお話はさせていただいているんですけれども、どうしても利用者さん、例えば夜間でしたら、今現在4人の更新の方、事務手続中なんですけれども、基本的に国基準の運営をお願いしているところなんですけれども、個別事情によりまして、どうしても最近水中毒にかかって夜間の排せつがやはり3回ぐらい必要であるということで、国基準での運用が難しいということで個別事情を持っておられる方もございます。

基本的に、この4人の方の更新なんですけれども、通常12か月で認定を切るところなんですけれども、1か月刻みの状態を取りあえず様子を見ていただきたいということで、国基準の倍の額で支給決定を打っているところがございます。この運用について、国なり府なり、問合せはしているんですけれども、昨日、厚労省のほうに問い合わせたところ、国基準でも問題はないんですけれども、国の補助基準にありますとおり、個別の状況も勘案するのが妥当であるということで回答はいただいております。

あと、地域間格差のことも、今、委員おっしゃったんですけれども、南河内の6市町村において、市町村における独自基準というものを設けているのは1団体でございました。その1団体のほかに、明文化されたものではないんですけれども、窓口へ来られて国基準を大幅に上回るサービスの支給申請があった場合はほかのサービスへの転換というものもしているということで、回答は得ているところございまして、今、近隣の6市町村の中においては、独自基準のとおりに運営している団体はなくて、おおよそ河南町と同じような運営で行っているということは、確認はできております。

以上です。

○大門委員長

佐々木委員。

○佐々木委員

そもそも、今の話だと国基準が大分しょっぱい感じということだと思うんですけれども、厚労省もそれが分かっていて、独自で個別にやったらいいよという話ということ自体が、もう国がすごく無責任やなという感じですよ。

独自基準をつくっていても、結局は別にそこまでいい運用ができていないというのが多分、安達課長の見解やと思います。地域格差がある中で、地域格差はあるというのは多分認めていらっしゃるの、全国的にすごく離島であるとかやったらどうしてもサービス受ける場所がないとかになってしまうとかがあると思うんですけれども、河南町というのは、大体、全国平均に照らし合わせたらよくやっている、すごく手厚いほうなのかどうなのかというのは、分かれば教えてほしいです。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

河南町においては、支給申請どおりの支給決定を打っておりまして、もちろん過剰なサー

ビスが判明というか予測される場合には、計画相談員なりに確認は取っておるんですけども、河南町といたしましては、手厚いサービスを支給していると思います。

以上です。

○大門委員長

佐々木委員。

○佐々木委員

分かりました。

申請どおりに決定しているということで、申請の時点である程度、プロの方と話をしながら申請が行われるので、大体、本当に必要なものをやっておられると思うんですけども、そこもひとつ、これきっかけで見直す余地はあるのかなというふうに思います。そのあたりはどうでしょうか。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

11月中にこちらの運営している法人さんともお話はさせていただいているんですけども、まず町としてお願いしているのは、先ほど申し上げました居住地特例施設への転換をお願いしているのが一つございます。

もう一つが、今現在まさに進行しているサービス基準の制限のお願いということで、個々に手厚いサービスからできれば国基準への転換ということで、サービスの制限をお願いしているのが一つございます。

それともう一つなんですけれども、今使っておられるサービスというものは、居宅介護サービスということで、ある程度、一定軽度の方でも使用できるサービスなんですけれども、今現状の一須賀地区の施設に入っておられる方は、区分4以上の重度障がいのお持ちの方でございます。こちら、国基準のサービスで重度障がいサービス専用のサービスがございまして、そちらのサービスへの転換もお願いする予定でございます。ただ、こちらの重度障がい者用向けのサービスを実施する事業所というものが近隣にございませんでして、今現状、この重度のサービスを使っておられる方は、河南町で300人のうちの1人のみということで、非常に地理的に厳しい状況ではあるんですけども、先日、奈良県の葛城市さんのほうかな、営業でその重度の訪問サービスをやっているという事業所にも連絡は取れておりますので、そういった事業転換の紹介もしていきたいと考えております。

これは、今施設に入っている方対象ではなしに、全体の対象にして、全体的な基準で動いていきたいと考えております。

以上です。

○大門委員長

佐々木委員。

○佐々木委員

よく分かりました。すごく工夫して努力、安達課長、すごく頭を悩まされているなということもよく分かりました。やりようというか、打てる手がすごく少ない中、打てる手は全部打っていただいているんですけれども、やっぱり施設のほうにもう、こういうやり方やったら議会を通りにくいよであるとか、もう議員がほんまにいい顔していないということは住民もいい顔していないのでというようなことを、厳しく、私たちを悪者にして使っておいてください。お願いします。

以上です。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

すみません。同じところなんですけれども、今、佐々木委員が言われたように、やっぱり議会のほうでなかなか厳しいというような意見で、それは多分、事業者のほうに伝えていただきたいと思うんです。

それとは別にちょっとお聞きしたいんです。居住地特例なんです。今、この施設は居住地特例対象にならないということなんですけれども、例えば逆に、河南町からどこかにほかの市町村に移られて、河南町が居住地特例で、支出しているほうの金額というのはどんな金額なんですか、基準。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

すみません。ちょっと電算システムを検索しないと分かりませんので、すみません、この場ではお答えはできません。申し訳ございません。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

後日で、数字をまた教えていただきたい。河南町もやっぱりそういう居住特例でやっているのをどれぐらいでやっているのか、ちょっと聞きたいのでよろしくお願いします。

○大門委員長

ほかにございませんか。

藤井委員。

○藤井委員

すみません。今、皆さん聞いてはる障がい者自立支援給付費のことなんですが、入居者15人全て、居住地特例に当てはまっていないというお話だったと思うんですけども、全部町が負担している。この状況がすごく厳しい状態だということを国とか府に要望して、財政が厳しいということを伝えて何とかなる問題ではないんでしょうか。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

毎年、年度明けに大阪府に対する施策要望でありますとか予算要望をする機会がございます。この令和7年4月に大阪府要望で上げさせていただいたのは、まず、障がい者施設、一須賀地区に建っているような障がい者施設等の実態調査というものをしてほしいということが1点と、その施設が居住地特例に該当するかどうかというものの調査をしてほしいという旨を要望はしております。それで、もし該当していない場合でしたら、府から何か独自基準で、また財源的な措置をお願いはしておるところでございます。

以上です。

○大門委員長

よろしいですか。

ほかに。

河合委員。

○河合委員

今の藤井委員の質問の続きなんですけれども、それ、府に、今、実地調査してほしいと要望したと言われましたけれども、これ、町は実地調査できないから府に言うんですか。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

府のほうが広域のデータ等をお持ちでありますので、便宜上、府がやるほうが効率的かなと考えております。

以上です。

○大門委員長

河合委員。

○河合委員

自分の専門分野のところもあるということなので、ちょっと厳しいことをいろいろ聞いていこうと思うんです。

まず、今の答弁でも、府のほうが効率的かなという意見なんですけれども、これはもう完全に町の職員に専門知識がないからそんなことになっているんだと思うんですよね。専門知識を持っている人間がいたら、見たらもうすぐ分かると思うんですよ、これがどうやこうやというのをね。だから、そのところがやっぱり河南町が弱いというところを、まず認識を改めてしていかないといけないというふうに思っています。

それも踏まえて、まず、この一須賀地区の障がい者賃貸住宅が建設されるときから振り返って、もう何でこんな問題が起こったのかというのを考えていかないといけないと思うんです。

まず、ある程度あそこに建設が始まっていざ運用しますというときに、何回も町の窓口にも、多分、職員さんは来てはったと思うんですよね。そのときに、いろんなこういうサービスをしますよというたときに、多分ある程度分かっていたと思うんです。言ったら居住地特例が適用されない施設ですよとか。だから、もう本当に最初の段階で、まずこういうことになるという予測が立てられたはずなのに立てられてなかったというのが、僕、今回の一番の要因やと思うんですが、その辺、もし何か違うよと思う意見があれば教えてください。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

建物そのものを建てる行為につきまして、いろいろな法律が絡んでおります。都市計画法であったり、建築基準法、消防法、最後に障害者総合支援法ということで。障害者総合支援法上では、3つの基準、人員基準、運営基準、設備基準、そちらの基準を満たさないと、そういった法に基づく施設が建てられないというのを、今回、法人は分かっているその法を免

れるような手続をされたと思います。ですので、今、役場で管理している者は、建築基準法であつたり、消防法であつたり、都市計画法、こちらに関する法的な手続の資料しかちょっと持ち合わせてございませんでした。

都市計画法上の手続、担当課からうちにも当然依頼は来たんですけれども、何度かの、最初は老人ホームを建てたいということだったんですけれども、結果的に寄宿舍を建てますということでご意見をいただきました。福祉課からの回答といたしましては、工事施工の際は、地域住民と円滑な関係を保って迷惑をかけないことということが1点と、もう一つは、これが老人ホームでしたら、バリアフリー法であつたりいろんな法律に基づく規制をかけることはできたんですけれども、寄宿舍であるがゆえに、そういった障害者総合支援法に基づく基準というものをお示しすることはできなかったと、そういった経緯もございます。その辺はちょっと認識不足というか、そういったところがあったと思います。

○大門委員長

河合委員。

○河合委員

ありがとうございます。言いにくい答弁させてすみません。

言ったら、これ多分、今後、じゃ、同じようなことをされたら防がれへんのか。もう何ぼでも河南町でそれを造られたら、ずっとこんな金額をどんどんやっていかなあかんのかということをやっぱり危惧しないといけないと思うんですよね。なので、そこに対する対策というのは、もう確実に今回はいい勉強をさせてもらったと思って対策として考えていかないといけないですし、言ったら業者さん、言い方は悪いですけども、分かってやってはと思うんです、こういう手法も。なので、そののところをさらに、やっぱり上手で町として対応できるようにしていかないとあかんというふうに思っていますので、その辺、多分、安達課長はよう分かってくれているので、もうこれ以上はここはもう言いません。ほかのところいきますね。

次、先ほど佐々木委員から質問もあつて、河南町は手厚いほうなんですか、どうなんですかという質問をされて、手厚いですよというふうに答えてくれて、実際手厚いと思うんです。でも、これ言い方を変えれば、ざるなんですよ、河南町は。言ったら、答弁にもあったように、申請どおりのサービス料を支給していますという答弁やったと思うんですけれども、申請どおりというのは、支援相談員さんがつくってきた申請どおりのサービス料ということですよね。

これ、今何が起きているかといったら、介護保険が始まって介護保険のサービスを使わない損やでと。何ぼでももう限度料を使っていったらいいよ、必要ないヘルパーさんも入ってもらったらいいいよと言っていて、今それがもう無駄遣いやといっているいろいろあれやこれや手法をやって、地域ケア会議とかやってやっていると思うんですけども、これ障がいのところには今まで一切そこには手が入っていなかったわけですね。それなので実際のところ、言ったら同じことが起こっていて、もう河南町は言ったら言っただけサービス支給してくれるよというふうに思われているということなんです、簡単に言えば。なので、そのところも河南町の大きな問題点やと私は思っています。本当に介護保険のときも私いつも言うんですけども、必要な人には必要なサービスをするべきだと。ただ、不必要なサービスをするなど、いつも私は言っていると思うんです。

この今回の国基準、32時間ですよ。それ以上のサービスが必要ですよというふうに言われたときに、じゃ、それ、河南町の職員、誰かほんまに分かっている人間おるのかという話なんです。言ったら、認定区分というのも、認定区分審査会というのがあって、そこで区分4、5、6とかとかけられてやって、上限の時間が出てきて、それを相談支援員さんが計画書を立てて町に申請してきてくれるというふうに思うんですけども、やっぱりそのところを今の介護保険のようにチェックする機能というのを今後やっていかなければ、どんどん増やされると思うんです。

なので、そのところを今後ちょっとでも動こうかなと思っているかどうか、まず教えてください。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

まず、職員がそういった判定できる知見を持っているかということなんですけれども、すみません、ちょっと今のところ、現在その知見は持ち合わせていません。今回、更新者4名いらっしゃるんですけども、やはりどうしても計画相談員さんのお力を借りて行っているところでございます。ただ、今回も基準額の2倍の支給決定、暫定的に打たせていただいているんですけども、やはりケアマネジャーさんだけではちょっと物足りないということで、一応、家族さんには連絡は取ってございます。

ただ、こういったことを300人の方に対してやるのは、ちょっと人間的な要件もございしますので、今後、一応、福祉事業での弁護士相談事業という事業があるんですけども、そこ

に高齢障がい福祉課が相談者として相談はさせていただいております。やはりその知見を有しないのであれば、例えば基幹相談支援センターの職員さんに相談する、そういったことも今後も考えていきたいとは考えております。

以上です。

○大門委員長

河合委員。

○河合委員

ありがとうございます。

実際、この役場の職員さんにそこまで専門性を持ったスタッフを用意せいと言うたら、難しいのも分かるんです。ほんで、理想的なのは、河内長野みたいに障がい専属のスタッフが1人いますよみたいな専門家を置くというのが理想的ですけれども、河南町は難しいじゃないですか。なので、そのところで、ほかの市町村は何をやるかというたら、独自基準をつくる。言ったら羽曳野市さんはつくってはるわけじゃないですか。ざるにならへんように、ある程度規制を、ブレーキかかるように多分独自基準というのをつくってはると思うんです。あまり何でもかんでもいいよと言ったらあかんねんと言われてんねんと言えるように、窓口のスタッフが。言ったら、そういうための独自基準。実際は、そら必要なんやったら出すべきやと思うし、それはいいんですけれども。

だからそういう意味で、河南町にもある程度ブレーキをかける意味でも、独自基準というのをつくったほうがいいのかと思うんですけれども、その辺の考えはどうですか。

○大門委員長

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

今回の施設の件もごじますし、給付費が増嵩というのは、先ほど冒頭でも述べさせていただいたとおり、抑制するのは難しいと思います。

今回、ブレーキをかけるためにも、他市町村と、あと一応、大阪府にも相談はさせていただいているんです。独自基準を設ける形で検討はしていきたいと思います。ただ、これはサービスを制限するのではなしに、利用者さんにとって適正なサービスを適正量を見極めて決定を行うと、そういった目的の下で作成を考えていきたいと思います。

以上です。

○大門委員長

河合委員。

○河合委員

安達課長、もうすばらしい答弁です。本当に適正なサービスを利用者さんには届けないといけないんですよ、基本的には。何があかんのかといたら、事業所側が悪いことするからあかんのです、これは言ったら。だから、そこのところをチェックするのは、やっぱり町の役割だと思うんです。利用者さんにはサービスをやっぱり提供しないといけないので、必要な分は。

なので、そこのところが今回の件で本当によろ勉強できたと思うんですよね、河南町全体が。なので、今後、同じようなことがないように、ほんで今後、ほんま無駄なサービスの支給がないように。自然増で8千万円もまた増えているというところも、原因が病状の固定化、家族の高齢化、早期の療育、これ、特に早期の療育が進んでいるのはめっちゃめっちゃいいことなんです。なので増えるのは仕方ないんですよね。でも、ポイントは家族の高齢化で、そういう施設に入れないといけなくなっている家族もたくさん増えてきていて、こういう施設が今後また必要になってきたときに、それこそ河南町にこういう施設がこれからも増える可能性は大いにあり得ますので、本当に適正なサービスを利用者さんに届けられる河南町になるように頑張ってもらえたらなと思いますので、よろしくお願いします。最後は要望にしておきます。

○大門委員長

ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大門委員長

そしたら、ここで10分間休憩させていただきます。

休 憩（午前11時10分）

~~~~~

再 開（午前11時22分）

○大門委員長

おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに。

高田副委員長。

○高田副委員長

ちょっと私のほうから提案させていただきたいんですけれども、今回お聞きしました障がい者の自立支援の給付費、これについて3億円と非常に大きな金額というのを初めて今回知ったわけですが、内容については、自然増も入っているし、基準額以上のサービスをしているというようなことも今回初めて分かったわけです。今回新しく入居される15人の方の負担額が非常に大きくて、これは今年で終わるわけではなくて、来年以降も継続的にこの費用が発生するということを考えると、本町の財政上にも非常に大きな影響を及ぼすということが考えられるということから、本町においても存続に関わる非常に大きな事案ということで看過できないなというふうに思っております。

ということから、今日、皆さんからいろいろ出していただいた意見等をまとめて、これを附帯決議としてまとめた上で、委員長のほうに最終報告をいただきたいなというふうに思っておりますが、私のほうから、皆さんの総意でできたら出したいので、この場で一応ご提案さしあげる上で採決を取っていただきたいというふうに思います。

○大門委員長

今、副委員長のほうから説明がありましたが、ほかの委員さん方については、ご意見ございますか。異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○大門委員長

皆さん、異議ありませんか。じゃ、異議なしということで、委員長と副委員長のほうで調整させてもらうんですか。

○高田副委員長

そうです。附帯意見のたたき案をつくりますので、それを見た上で最終的にご了解いただきたいと思います。

○大門委員長

では、本会議のほうでいいんですね。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大門委員長

ほかにご意見ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大門委員長

なければ、議案第28号、令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）の委員の質疑は終結いたします。

~~~~~

○大門委員長

次に、国民健康保険会計の質疑に入るんですが、その前に、国民健康保険会計の補正予算の審査に入る前に、国から示されたマイナンバーカードと保険証の一体化の方針に基づき、令和7年12月2日以降、従来の保険証を新たに発行されなくなりますので、それについて桶本保険年金課長のほうから説明を求めたいと思います。

桶本保険年金課長。

○桶本すこやか生活部保険年金課長

それではご説明させていただきます。

そもそも令和6年12月1日、去年以降、新規の新しい証の発行は既にできなくなっておるという形になっております。しかし、令和6年12月1日、証の発行停止前に発行された証は、最大1年間有効期限が認められております。昨年の12月1日、1年間の最大の期限がこの令和7年12月1日に来まして、経過期限終了となっております。ですので、被保険者証がなくなりマイナ保険証に完全に移行するというのが、この令和7年12月1日という形になっております。

大阪府では、後期高齢者医療は大阪府単一保険者になっておりまして、国民健康保険のほうも大阪府が統一的にやっておりますので、大阪府におきましては、8月から7月末というスパンでやっておりますので、統一的な取扱いでやっております。

河南町におきましては、まず、後期高齢者に関しまして、マイナ保険証をお持ちである方、お持ちでない方にかかわらず、資格確認書を対象者に全員交付しております。有効期限は令和8年7月31日までとなっております。国民健康保険のほうに関しましても、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせ、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付しております。ですので、後期、国保両医療機関制度ともに、券面の有効期限は切れ目がないように交付しております。

ただ、全国的に見まして、12月1日に完全に保険者証というものがなくなりますので、それに合わせて、報道機関などで明日から健康保険証がなくなります、使えなくなりますというような言葉だけがちょっと頭に残っておられる方が、ご心配になられて窓口で質問に来られたりとか、電話での相談とか来られております。その方に関しても、お手元の健康保険証、

被保険者証であるとか、その有効期限はここに書いてありますのでその期限までは使えますよというふうに窓口のほうでは対応させてもらっているというところでございます。

以上でございます。

○大門委員長

中川委員、はいどうぞ。

○中川委員

保険証に有効期限が書かれているやつに対しては、有効期限まではいけるということなんですか。我々、国民健康保険ですけれども7月末でもう切れていますので、それはもう使えないということですか。

○大門委員長

桶本保険年金課長。

○桶本すこやか生活部保険年金課長

お手元のものが資格確認書であれば……。マイナ保険証のほうですかね。健康保険証は使えますね。資格確認書をお持ちであれば、その右のほうに有効期限というのが書いておりますので、そちらでご確認していただければと思います。

以上です。

○大門委員長

中川委員。

○中川委員

いや、聞いているのが、健康保険証の件。健康保険証で、もう期限が過ぎているやつは、その健康保険証はもう使えないんですねと聞いたんです。

○大門委員長

桶本保険年金課長。

○桶本すこやか生活部保険年金課長

すみません。言葉がややこしくて申し訳ない。

健康保険証のほうは、もう既に有効期限切れております。政府のほうで言っではるのが、期限切れの健康保険証をお持ちであったとした場合であっても、直ちに10割負担というような負担を求めることはせずに、何らかの方法でその方がどこの健康保険組合、共済組合とか国民健康保険に加入しているのかが分かれば、本来の負担で3割であるとか2割であるとか、そういう暫定的な措置をするように、この来年の3月31日まで暫定的な取扱いが認められて

いるというような形になっておりますので、仮に期限が切れた保険証をお持ちであったとしても、通常の３割、２割で医療を受けられるようにはなると考えております。

以上です。

○大門委員長

よろしいですか。

では、改めまして、補正予算の審査に戻ります。

次に、議案第29号、令和７年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の審査に入ります。

歳入歳出一括して説明をお願いいたします。

桶本保険年金課長。

○桶本すこやか生活部保険年金課長

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書から説明させていただきます。

55ページの歳入でございます。

（款）繰越金、（項）繰越金、（目）その他繰越金、（節）その他繰越金で51万３千円の増額となっております。令和６年度の国保ヘルスアップ事業補助金の精算後の返還となっております。

次に、56ページの歳出でございます。

（款）諸支出金、（項）償還金及び還付加算金、（目）保険給付費等交付金償還金、（節）償還金利子及び割引料で51万３千円の増額。これは、先ほどご説明させていただきました令和６年度の補助金の返還金でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○大門委員長

それでは、委員の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大門委員長

なしですね。

ほかにございませんかったら、議案29号、令和７年度河南町国民健康保険特別会計補正予算の委員の質疑を終結いたします。

~~~~~

○大門委員長

次に、議案第30号、令和7年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査に入ります。

歳入歳出一括して説明をお願いいたします。

桶本保険年金課長。

○桶本すこやか生活部保険年金課長

歳入歳出補正予算事項別明細書、説明させていただきます。

64ページの歳入でございます。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金、（目）事務費繰入金、（節）事務費繰入金で211万2千円の増額となっております。令和8年度から実施される子ども子育て支援金に係る後期システムの改修費でございます。

次に、65ページの歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費、（目）一般管理費、（節）委託料で211万2千円の増額。こちらも、先ほどご説明させていただいた後期システムの改修費でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○大門委員長

説明が終わりました。

それでは、委員の質疑を行います。――佐々木委員。

○佐々木委員

これ、システム改修費なんですけれども、物によっては国から補助金が入る部分と入らない部分があって、これは入っていないんですけれども、それ、どう分かれているんですか。

○大門委員長

桶本保険年金課長。

○桶本すこやか生活部保険年金課長

こちらの改修費なんですけれども、全て国費のほうで補助金が入っておりますので。

一般会計の繰入金、国保のほうへ入っております。

○大門委員長

ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大門委員長

なければ、議案第30号、令和7年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の委員の質疑は終結いたします。

~~~~~

○大門委員長

次に、議案第31号、令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査に入ります。

歳入歳出一括して説明をお願いいたします。

安達高齢障がい福祉課長。

○安達すこやか生活部高齢障がい福祉課長

それでは、事項別明細書で説明させていただきます。

まず、73ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。

（款）総務費、（項）総務管理費、（目）一般管理費で55万5千円の追加となっております。令和7年度の税制改正により、所得税の基礎控除や給与所得控除に関する見直し、特定親族特別控除の創設が行われました。

介護保険制度における影響に関しましては、保険料の段階算定に際して、本人の合計所得金額を算定基礎とすることから、給与所得控除見直しに係る内容を反映させるため、システムを改修する必要があります。

72ページに戻っていただきます。

歳入でございます。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金の（目）総務費国庫補助金ですが、歳出で説明いたしました電算プログラム等改修委託料に係る国庫補助率2分の1相当額27万7千円を計上しております。

次に、（款）繰入金、（項）一般会計繰入金、（目）その他一般会計繰入金27万8千円を電算プログラム等改修委託料の2分の1相当額を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○大門委員長

説明が終わりました。

それでは、委員の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大門委員長

ないようですので、議案第31号、令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の委員の質疑は終結いたします。

~~~~~

○大門委員長

以上をもちまして、本常任委員会に付託されました議案4件についての質疑を終結いたします。

これより、委員会としての討論、採決を行います。

討論、採決は1件ずつ行います。

それでは、議案第28号、令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大門委員長

なければ、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第28号、令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大門委員長

挙手全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、令和7年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大門委員長

なければ、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第29号、令和7年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大門委員長

挙手全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、令和7年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大門委員長

なければ、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第30号、令和7年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大門委員長

挙手全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大門委員長

なければ、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第31号、令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大門委員長

挙手全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

○大門委員長

以上をもちまして、予算・決算常任委員会に付託を受けました議案4件の審査は終了いたしました。

来る最終日の本会議において、本日決しましたとおりの報告を申し上げます。

なお、本委員会中、字句等の修正がございましたら、委員長のほうで修正させていただき

たいと思いますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

なお、議長を除く全議員が委員となっておられますので、委員長報告としては簡潔に行いたと思います。委員各位におかれましては、よろしくご了承のほどお願いいたします。

議長、最後に何かございませんか。

○浅岡議長

大変お疲れさまでございました。

1点だけ。先ほど、桶本課長からお話ありました保険証の件なんですけれども、あえて今日、皆さんの前でちょっとご報告願ったわけなんですけれども、報道などでは取上げられておりますが、なかなか分かりにくいところもあるかなと思います。また、議員の皆さんも、理事者の皆さんも、住民さんからお尋ねがあったときに対応してもらえるようにと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○大門委員長

それでは、これをもちまして予算・決算常任委員会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時38分閉会

~~~~~

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

予算・決算常任委員会委員長